

EU の 国際標準化戦略とその規制力～企業会計と金融規制を中心に～

2,018 年 3 月 25 日版

上野 雄史

この講義で学ぶこと

- ・ EU の国際標準化戦略を考察し、その規制力を明らかにすることを試みる。
- ・ 事例として、標準化戦略の中で特に際立った成果を上げている企業会計と金融規制（保険規制）を取り上げる。

・規制力とは？

ある経済的・社会的・政治行動主体が他の行動主体に対して、相互に認知し、共有し、それに従って行動するルール・要件（「標準」）に基づいて行動することを、誘導ないし強制することを担保し、実効的なものとする能力のこと（鈴木 2012、21 頁）

・なぜ EU は国際標準化戦略をとったのか？（その背景）

アメリカ合衆国、中国のように規制を担保するだけの軍事力や経済力を EU は必ずしも持っているわけではない。そのため、国際標準化戦略によってイニシアティブをとっていく戦略をとる。

- ・ EU の規制力の実効性を担保する強制力：（鈴木 2012、21-25 頁）
 - ・ アジェンダ・セッティング能力
 - ・ 説得力
 - ・ 集合的行動力
 - ・ 市場の引力

・EU はいかに誕生したのか？



- ・ 1991 年 12 月の「マーストリヒト合意」、そして 1993 年 11 月 1 日のマーストリヒト条約発効によって、European Union (EU) は誕生

マーストリヒト条約 B 条 (EU の目的)

- (a) 域内国境のない地域の創設、及び経済通貨統合の設立を通じて経済的・社会的発展を促進すること
- (b) 共通外交・安全保障政策の実施を通じて国際舞台での主体性を確保すること

- (c) 欧州市民権の導入を通じ、加盟国国民の権利・利益を守ること
- (d) 司法・内務協力を発展させること
- (e) 共同体の蓄積された成果の維持と、これに基づく政策や協力形態を見直すこと

・リスボン戦略 (Lisbon Strategy)

EU加盟国に対して、単一通貨であるユーロを 2002 年に導入することを決定して以来、EUにおいて経済的な結び付けをより強化するための取り組みが行われた。

- ・リスボン戦略はその代表的な取り組みのひとつ。
- ・リスボン戦略はEUとしての包括的な目標を定めている。

・FSAP

・金融規制に関する統合は、リスボン戦略より前の 1997 年の金融サービス行動計画 (Financial Service Action Plan : 以下、FSAP) に遡ることができる。

・FSAP は、1997 年の統合の総括評価を行ったEUの報告書『単一市場レビュー』の指摘を受けて設けられた。

・1998 年 10 月 28 日 : Financial Services: Building a Framework for Action と題する行動計画の骨子を公表 :

・ユーロの導入に伴う金融サービスに関する単一市場実現への障害を除去するべきであること提示された。

- ・ 1999 年 5 月 : Financial Services – Implementing the Framework for Financial Markets: Action Plan”(FSAP) を公表。

3つの戦略目標 (Strategic objective)

- ①卸売金融サービス (wholesale financial service) のための単一市場
- ②開放的で安全な小売市場 (retail market)
- ③最高レベルの健全基準および監督の確保

この目標を実現するために、委員会による指令や通達の見直し・改善・発出、加盟国による合意や履行などを含む 42 項目の行動 (Action) を提示

リスボン戦略の中で、「効率的で、統合された金融市場」(Efficient and integrated financial markets) という目標が掲げられ、FSAP の 2005 年までの達成は、リスボン戦略を達成するための優先度の高いものとして位置づけられている (EU 2000, 21)。

EU 域内における IFRS (国際財務報告基準) の導入

EU は 2002 年 7 月「国際的な会計原則に関するEU議会及び理事会の命令 No.1606/2002」(IAS 適用命令ともいう) を採択し、EU加盟国の上場企業の連結財務諸表に対して 2005 年より IFRS を強制適用することを決定した。

EU域内におけるIFRSの採用は、EU加盟国 25 カ国 (2005 年当時) の上場企業約 7 千

社が同基準を適用することを意味した。国際的に単一の会計基準を目指していた IASB (国際会計基準審議会) にとって、IFRS のステータスを高める上で重要な役割を EU が果たすことになった。

・IASB とは？

IASB は、International Accounting Standards Board の略で、ロンドンに本部を置く民間の会計基準設定主体。国際的に通用する高品質な単一の会計基準の作成を目指している。IFRS の主な特徴は「原則主義」でかつ「時価」評価に基づく測定を行う傾向にあること ⇒ 株主への情報提供を重視する傾向にある。

IASB は 16 名のメンバーから構成されている (構成メンバー)

：アジア・オセアニア地域から 4 名、欧州から 4 名

北米から 4 名、中 南米から 1 名、アフリカから 1 名、それに地域を問わず 2 名を、選出する。

・2011 年 6 月からハンス・ホーヘルフォルスト氏 (オランダ人) が議長を勤める。

前任は、IASB 議長を退任するデイビッド・トウィーディー卿 (イギリス人*スコットランド人)

EU における I F R S のエンドースメント (個々の基準の適用のための法的なプロセス)・メカニズム



- ・ E F R A G (European Financial Reporting Advisory Group)
民間の組織で、学者、アナリスト、監査人、経済界からの代表、利用者等から構成される。
- ・ Accounting Regulatory Committee (ARC)
EU 加盟国の規制当局者から構成される。

IFRS の適用除外規定 (カーブアウト) と基準設定主体への圧力

- ・ IAS 第 39 号の公正価値オプションとヘッジ会計の一部の条項のみ、「カーブアウト」と呼ばれる適用除外とすることで、IAS 第 39 号の承認に至る。
- ・ 金融危機時には、EU は I A S B に政治的な圧力をかけて 2008 年 10 月 13 日にデュー・プロセスを経ることなく、IAS 第 39 号と IFRS 第 7 号を改正する「金融資産

の保有目的区分の変更」が公表され、かつ、7月1日に遡及して適用することを認めた。

⇒いわゆる時価会計の凍結と騒がれた。

同等性評価

- EUはIFRSを採用するだけでなく、EU域外の取引所に上場し、EU域内で活動している企業に対する競争条件の格差を是正する目的で、他国の会計基準をEUが採用している会計基準と同等の水準であるかどうかを評価する取り組みを行い始めた（いわゆる同等性評価）。

*同等性評価（equivalence assessment）とは、他国の規制が本国のものと同等であるかどうかを判断する仕組みのことである。このEUの同等性評価は、実質的に他国がEUの方式に合わせざるを得ないといった事態を生じさせる。

日本における影響

- 日本の企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）は、日本基準と国際財務報告基準（IFRS）を改善し、コンバージェンスをもたらすための、2007年8月の両者間の覚書である「東京合意」の達成状況について発表。
- 実質的に日本の基準をIFRS化する方向性に舵が切られた。

・EUのソルベンシーII（EU発の保険規制）

以下の3つの柱で構成されている。

- ソルベンシー（支払余力）規制
- 監督当局審査(supervisory review)
- 市場規律(market discipline)

基本的はバーゼル規制の3本の柱を模倣

- 長期的プロジェクトとして、2000年に開始。
- 詳細な適用手続きが固まり、2016年より適用開始。

2005年⇒2007年⇒2013年⇒2014年⇒2016年と度重なる延期があったがついに2016年1月に適用開始

ソルベンシーIIの特徴は、各保険会社に最新のデータに基づく経済価値評価を行い、適正な支払余力を積み立てることを求める点にある。

日本でも導入に向けた準備が進められている。2011年、2014年、2017年に経済価値ベースに基づくソルベンシー評価のフィールドテストを金融庁が実施

国際的な基準の場においてもソルベンシーIIの方式がひとつの有力なモデルとなりつつある。

・EU域内で基準は徹底されているのか？

→必ずしもそうではない。

I F R Sについては域内向けと国内向けの基準を二つ作り対応しているような国（ドイツやフランス）もある。

アングロサクソン V.S. フランコ・ジャーマン？

- EU域外におけるヨーロッパを見た場合、自国内の基準を堅持しているロシアやEUに準拠する形(自国内の基準も残している)を取っているスイスのような国もある。
- ヨーロッパの域内・域外においても、規制への準拠の度合いは異なり、温度差が存在する。

Brexit による影響

- まだ検討段階に入っていないものの、イギリスのEU離脱がどういった影響を与えるのかが注目点。
- 論点は2つ。
- EU離脱に伴い、EU域内の規制がフランコジャーマン式の規制に変わっていくのか？
- イギリスは独自の金融規制を設けるのか、EUの基準に準拠する形を取るのか？

グローバル化とヨーロッパ

- グローバル化というのは、統一化という意味合いもあるものの、そのプロセスにおいて、様々な国の考え方の相違点が顕在化する。
- ヨーロッパのグローバル化と国際標準化戦略を正しく理解するのは、日本にとっても非常に重要な意味を持つ。